[事案 29-293] 新契約無効請求

·平成30年10月9日 裁定終了

<事案の概要>

払込保険料に年 1.5 パーセントの利息が付く保険であるという誤った説明を受けて契約したことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 12 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約時、募集人から商品パンフレット、設計書等の資料を提示されなかった。
- (2) 募集人から、本契約は払込保険料に年1.5パーセントの利息が付く保険であるという誤った説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等の資料を交付した。
- (2) 運用利率に関する募集人の説明内容は不明だが、交付した資料には、積立利率とは「積立金(将来の保険金を支払うために、保険料の中から積み立てる部分)に付利する利率」であるとの説明がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであったため連絡が取れず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約の払込保険料全額が年 1.5 パーセントで運用されると誤解していたとしても、それは申立人の重大な過失によるものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。